

# 産業廃棄物に関する税構想

平成16年9月  
沖縄県法定外目的税制度協議会

## 目次

- 第1 「産業廃棄物に関する税」導入の必要性
  - 1 循環型社会に向けた課題と展望
  - 2 経済的手法の必要性
  - 3 税導入による政策課題の解決
  - 4 税導入により期待される効果
  - 5 環境省「税に関する有識者検討会」の最終報告概要
    - (1)「産業廃棄物に係る税」の基本的な考え方
    - (2)検討段階及び運用段階において留意すべき事項
  
- 第2 産業廃棄物の現状と減量化目標
  - 1 産業廃棄物の現状
    - (1) 産業廃棄物の処理・リサイクルの状況
    - (2) 産業廃棄物処理施設の状況
    - (3) 美ら島環境を目指した不法投棄防止等の対応
    - (4) 離島地域における廃棄物処理のあり方
  - 2 排出量等の将来予測と減量化目標
  
- 第3 「産業廃棄物に関する税」の仕組み
  - 1 先行地方団体の税制の概要
  - 2 各税制の比較検討
    - (1)税導入による政策効果
    - (2)税の公平性
    - (3)税の簡索性
    - (4)検討結果
  
- 第4 本県における望ましい「産業廃棄物に関する税制」
  - 1 政策課題に対応した税制
    - (1)産業廃棄物の最終処分量の減量化
    - (2)産業廃棄物の排出抑制と再生利用の促進
    - (3)焼却施設に搬入される産業廃棄物に対する課税
  - 2 税負担者（納税義務者）
  - 3 徴収方法
  - 4 税率
  - 5 沖縄県「産業廃棄物に関する税」（案）の概要
  
- 第5 税収の使途
  - 1 税収の活用による廃棄物・リサイクル対策の強化
  - 2 税収使途
  
- 第6 今後の検討課題
  - (資料編)
    - 1 沖縄県法定外目的税制度協議会設置要綱及び名簿
    - 2 沖縄県法定外目的税制度協議会における産業廃棄物に関する税の検討経過

## 第1 「産業廃棄物に関する税」導入の必要性

### 1 循環型社会に向けた課題と展望

本県においては、近年、社会経済活動が進展し、県民生活が豊かになる一方で、廃棄物の高水準での推移、最終処分場の残余容量のひっ迫、不法投棄の多発など、産業廃棄物対策が重要な課題となっている。

これらの課題の解決に向けては、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済システムから脱却し、これまでの社会経済活動や県民のライフスタイルを見直し、地域社会における物質循環を進めることにより、生活環境の保全と経済産業活動が両立できるよう、環境への負荷の少ない「循環型社会システム」を創りあげていくことが求められている。

特に、島しょ県という本県の地域特性は、廃棄物処理施設の散在化や海上輸送コストの割高等により、廃棄物の適正処理や効率的なリサイクルの推進に当たって、スケールメリット上の不利性を抱えている。また、島しょで狭隘な県土は、環境負荷の影響を受けやすいという特性も有している。

このような課題も見据えて、沖縄振興の向かうべき方向と基本施策を明らかにした沖縄振興計画においては、沖縄の島しょ性を踏まえ、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される持続可能な循環型社会を実現するため、廃棄物の減量化、リサイクル及び環境美化を促進するとともに、公共関与による産業廃棄物等の処理施設整備の促進、不法投棄防止対策の強化、離島と本島間の廃棄物輸送等静脈物流システムの構築等に取り組むこととしている。

また、ゼロエミッション・アイランド沖縄構想に基づき、循環資源を活用した企業化の促進、環境関連技術に関する研究開発等を通して、沖縄を、環境共生、循環型社会のモデル地域として形成し、その成果を広く情報として発信することとしている。

### 2 経済的手法の必要性

廃棄物の発生抑制、循環的利用及び適正処理を推進していくためには、廃棄物問題が通常の事業活動や日常生活における社会経済活動に伴って生じる廃棄物に起因する課題であることを踏まえて、従来の特定の汚染発生源に対する規制や環境汚染物質の監視測定、不法投棄等の不適正行為などへの規制的手法や廃棄物の適正処理の普及啓発活動などの自主的取り組みだけでは限界があることから、経済的手法の政策手段と組み合わせ、地域経済社会や県民のライフスタイルのあり方を変えていくことが不可欠となってきた。

このようなことを見据えて、効果的に産業廃棄物の排出抑制や循環的利用を促進していくためには、経済的手法による市場メカニズムを通じて経済産業活動を環境負荷の少ないものへと誘導していく必要があり、こうした手段は生活環境の保全と経済産

業活動の両立を目指す有効な手法であると考えられる。

環境政策における経済的手法の活用例としては、一般的に「税」「デポジット制」「排出量取引」「助成措置」が挙げられる。

「税」という手段を活用し、市場メカニズムを通じて経済的インセンティブを与えることによって、各主体がそれぞれに最も効率的な対策を選択することが可能となる。循環型社会を支えていく上で、有効な政策手段として、「税」の効果が期待できる。

手法の区分	経済的手法の特徴と活用事例
税	<p>高い環境負荷を生じさせる行為に対し課税することにより、原因者負担原則の趣旨にも適合し、市場メカニズムを通じて各主体が自ら最も少ないコストで効率的な廃棄物の排出抑制への動機付けや誘導を促進しようとするものである。</p> <p>(ベルギー、フィンランド等を中心に、廃棄物税、温暖化対策税)</p> <p>(三重県を初め、11県・1市で産廃税を導入)</p>
デポジット制度	<p>製品本来の価格にデポジット(預託金)を上乗せして販売し、使用後の製品返却の際に預託金を返却することにより、使用済み製品の回収を促進しようとするものである。</p> <p>(飲料容器を中心に、北欧、米国の一部、韓国、台湾等で導入)</p> <p>(飲料容器について、大分県姫島村、東京都八丈島でローカルデポジット導入)</p>
排出量取引	<p>二酸化炭素の排出抑制など、排出者等の主体に一定の排出量をあらかじめ割り当て、割り当て以上の排出を行おうとする者は、他の者から排出枠を買い上げるなど、国レベル等で排出総量を抑制しようとするものである。廃棄物分野ではほとんど検討されていない。</p> <p>(米国やイギリスなど硫黄酸化物等の削減排出取引制度)</p>
助成措置	<p>環境負荷の原因者に対し負担を求めるべきという原則のもとで、環境保全のための新技術の開発利用や、積極的な環境負荷等の削減行為に対し、補助金や低利融資等の財政的支援を行うものである。</p> <p>(研究開発、パイロット事業等に対する支援制度)</p>

### 3 税導入による政策課題の解決

産業廃棄物の処理施設は、地域の生活環境と健全な経済産業活動を支える上で必要不可欠な基盤施設であるが、その最終的な受け皿となる最終処分場の残余容量はひっ迫している。特に、管理型最終処分場においては、処理業者の有する最終処分場のみ

ならず、大規模の自社最終処分場もひっ迫の度合いが進行している。

近年、各種リサイクル法による資源循環が進展しつつあり、産業廃棄物分野では、特に建設廃材のコンクリート、アスファルト殻の安定型品目や、下水道汚泥のリサイクルが進んでいる状況にある。今後、石炭発電から生じる石炭灰の資源としての有効利用、使用済み自動車から生じるシュレッダーダスト、食品製造工程から排出される食品廃棄物のリサイクルを一層促進するとともに、家畜排せつ物では従来から進めている堆肥化を中心に適正な管理による再生利用の取り組みが求められている。

一方、不法投棄等の不適正な処理に関しては、野積み廃自動車、建設廃棄物、廃タイヤ等の不適正処理が依然として多く、また、悪質な処理業者による違反事例も顕在化し、行政措置件数や環境犯罪の検挙数は増えてきており、その防止対策の強化が必要となっている。

このような政策課題に的確に対応していくためには、これまでの規制的手法だけでなく、排出事業者や処理業者の廃棄物処理に対する取り組みに対して、経済的なインセンティブを与えることにより、その排出抑制やリサイクルにつながる事業活動へと変化させることが肝要である。

一方では、循環型社会の形成に向けて、安定的な最終処分場の整備促進や、事業者の排出抑制・リサイクル等の取り組みに対する支援、技術開発を通じた資源循環ビジネスの育成、不法投棄等の未然防止対策等、多様な廃棄物政策の財政需要に 대응していく必要がある。

このため、産業廃棄物税の導入を通して、物質循環の取り組みを促すとともに、産業廃棄物対策の財源を確保し、環境の負荷の少ない循環型社会を形成していくことが求められている。

#### 4 税導入により期待される効果

- (1) 産業廃棄物に関する税を導入することにより、排出する側が廃棄物の発生を抑制し、リサイクルを推進しようとする動機づけ及び誘導につながり、ひいては環境負荷の低減と物質循環の確保に資することによって、その効果が期待できる。
- (2) 税収の活用による直接的な効果として、税収を廃棄物の排出抑制、循環的な利用及び適正処理の確保に係る施策に活用することにより、本県の産業廃棄物に係る政策的課題の解決につながる。
- (3) 循環型社会を見据えたモデルとなる公共関与の最終処分場等の整備促進により、持続可能な安定した産業廃棄物の基盤施設の確保とともに、産業廃棄物処理業の優良化を促進することにより、健全な処理体制の確保が図られる。
- (4) 廃棄物等の循環的な利用を通して、新たな資源循環ビジネスの創出やリサイクル製品等の需要拡大が図られ、生活環境の保全と地域経済振興が両立したゼロエ

ミッション・アイランド沖縄の実現に寄与できる。

- (5) 税の導入を通じて、排出事業者及び処理業者のみならず、消費者である県民も含めて、廃棄物の排出抑制や循環的利用への意識の醸成がさらに高まり、すべての関係者による適切な役割分担の下で、循環型社会の形成に寄与できる。

## 5 環境省「税に関する有識者検討会」の最終報告概要

国においては、税という手法について検討するため平成15年1月に「産業廃棄物行政と政策手段としての税の在り方に関する検討会」を設置し検討を行い、平成16年6月には産業廃棄物税の現状を把握・評価し、その導入検討・運用を行うに当たっての留意すべき事項についてまとめている。

### (1) 「産業廃棄物に係る税」の基本的な考え方

ア 都道府県等は、これまで廃棄物処理法に基づく規制措置や、公共関与による処理施設の整備促進など種々の施策を実施してきているが、不法投棄の多発等を背景として、産業廃棄物に対する住民の不信感、不安感は依然として極めて高く、監視等の行政事務に加え、排出抑制、再生利用等の減量化促進策、処理施設の整備促進など様々な施策の充実強化が不可欠となっている。

イ このような中で、既存の政策手法と組合わせて減量化を推進するとともに、財政状況が極めて厳しい中で施策の充実強化のために必要となる新たな財源を確保することを目的として、産業廃棄物を導入する地方公共団体が増加してきている。

このような税の導入は、既存の政策手法だけでは必ずしも十分に対応できない政策課題に対し、税という手法を組み合わせることで、より効率的・効果的に政策目標を実現し得る状況にある場合には、地域の産業廃棄物政策全体として妥当なものであると評価されるものになる。

ウ 施策強化に必要な財源を確保するために排出事業者や処理業者に対して課税するという考え方は、その税収を用いた施策により応益性が実感されるようになってくれば、一定の妥当性を有するものとして関係者の幅広い理解を得られるようになると考えられる。

### (2) 検討段階及び運用段階において留意すべき事項

ア 産業廃棄物税については、税ありきの姿勢ではなく、既存の産業廃棄物政策の効果と限界を十分見極めた上で、他の施策手段と税を組み合わせることで、より効率的・効果的に政策目標を実現し得るよう、政策全体の中で検討し導入を判断すべきである。

イ 税負担者の理解を得るため、税収の使途は、民間事業者のリサイクル推進や処理施設の設置促進に役立つ施策など、産業廃棄物の適正処理が円滑に進み、税負担者が応益性を実感できるような事業を中心とすべきである。また、会計処理の透明性の確保にも十分に配慮すべきである。

ウ 最終処分業者に特別徴収させる方式や、中間処理を経て最終処分場に搬入する場合であっても、現状では中間処理業者から排出事業者への税の転嫁が的確に行われているか否か明らかでないことから、この転嫁が適切になされるよう行政や関係団体により、十分な周知徹底及び普及啓発、中間処理における標準的な減量化率の提示等が行われることが必要である。

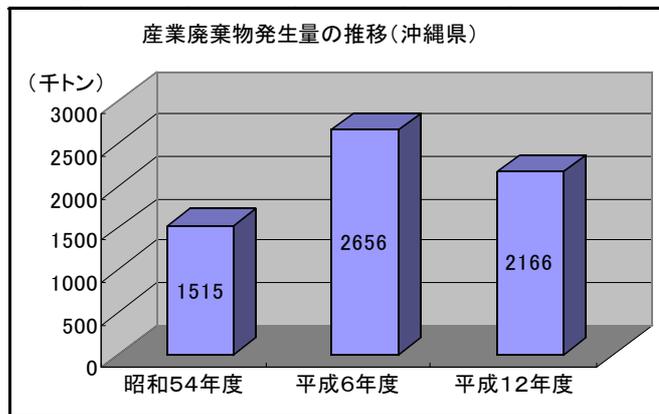
## 第2 産業廃棄物の現状と減量化目標

### 1 産業廃棄物の現状

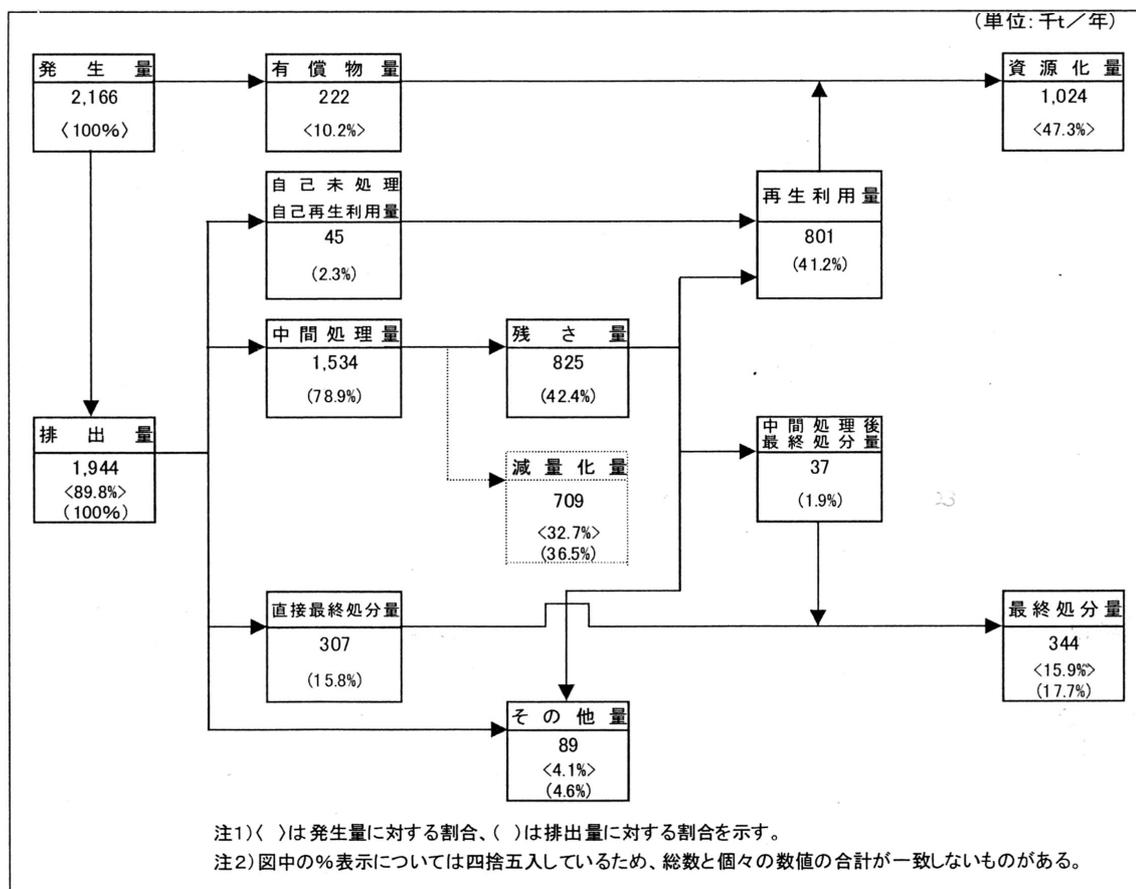
#### (1) 産業廃棄物の処理・リサイクルの状況

産業廃棄物の発生量は、平成12年度に実施した沖縄県産業廃棄物実態調査によると、年間372万9千トンで、種類別では動物のふん尿が最も多く、次いで汚泥、がれき類、動植物性残さの順となっている。

そのうち、農業を除いた発生量は216万6千トンで、平成6年度に比べ、がれき類や鉱さい、汚泥などの減により減少傾向（△18%）を示しているが、なお依然として高い排出量で推移している。



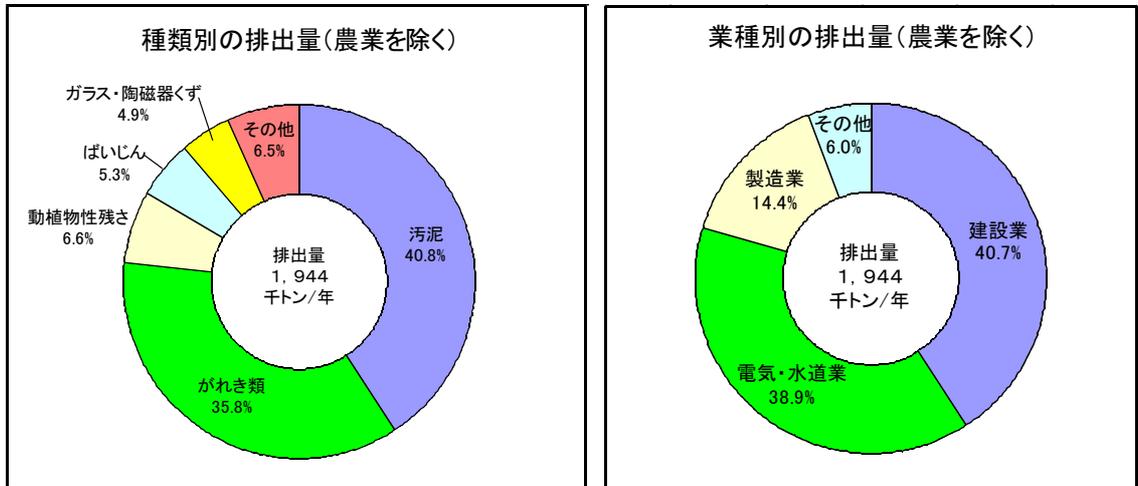
#### ◇県内の産業廃棄物の処理・処分の状況



(平成12年度沖縄県産業廃棄物実態調査より)

## ア 排出量

排出量194万4千トンについて、種類別では、汚泥、がれき類、動植物性残さの3種類で排出量の約8割を占めており、業種別では建設業が最も多く、電気・水道業、製造業をあわせた3業種で排出量の約9割を占めている。



### (多量排出事業所)

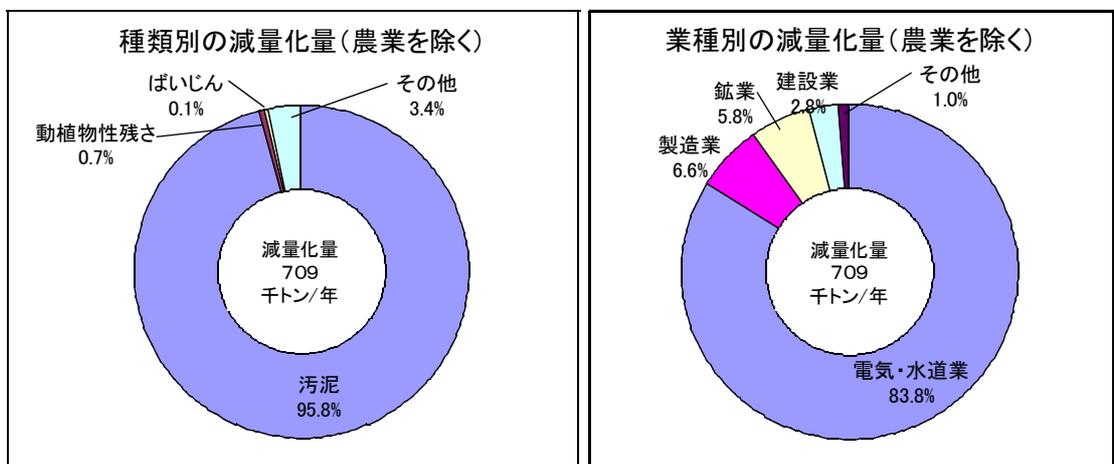
年間千トン以上の産業廃棄物を排出する多量排出事業所は、建設業、下水道業、電気業、鉱業等の101事業所あり、それら事業所からの排出量は122万7千トンで、全排出量の約6割を占めている。

### (広域移動の状況)

排出された産業廃棄物のほとんどが県内で処理・処分されており、県外へ搬出し処理処分された量は約3百トン (0.02%) のみとなっている。

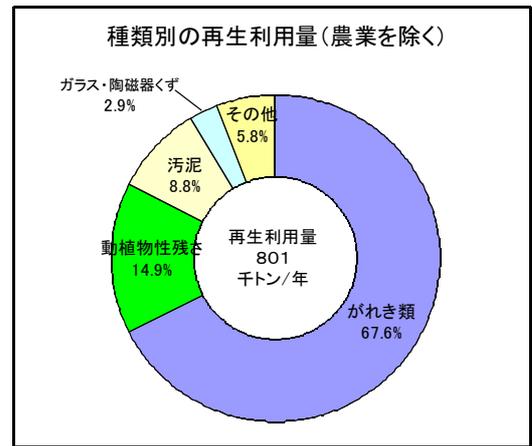
## イ 減量化量

減量化量709千トンについて、種類別では汚泥が67万9千トン (95.8%) と大部分を占め、業種別では電気・水道業が59万4千トン (83.8%) で最も多くなっている。



## ウ 再生利用量

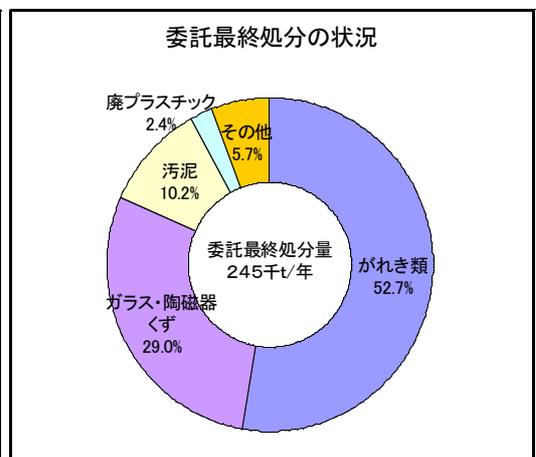
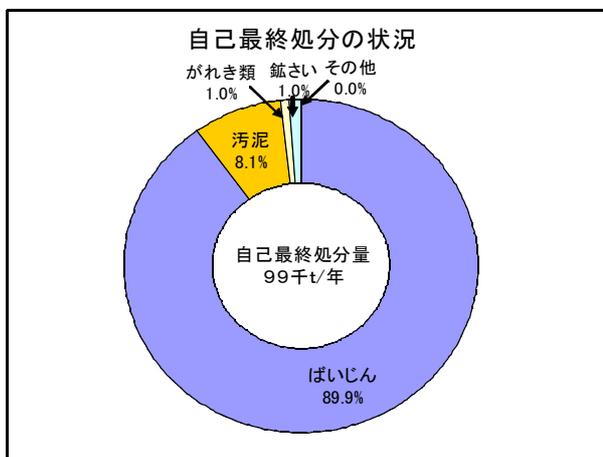
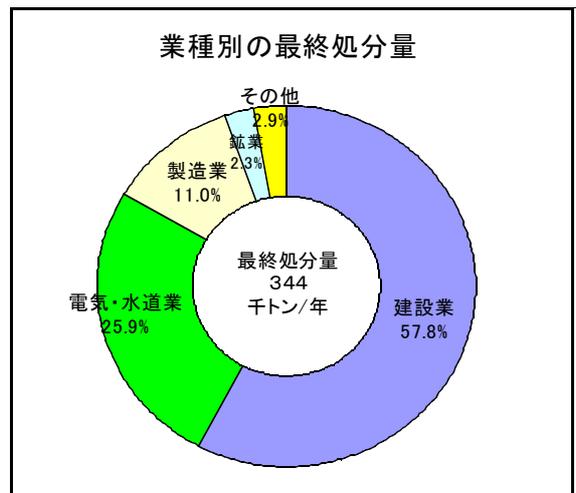
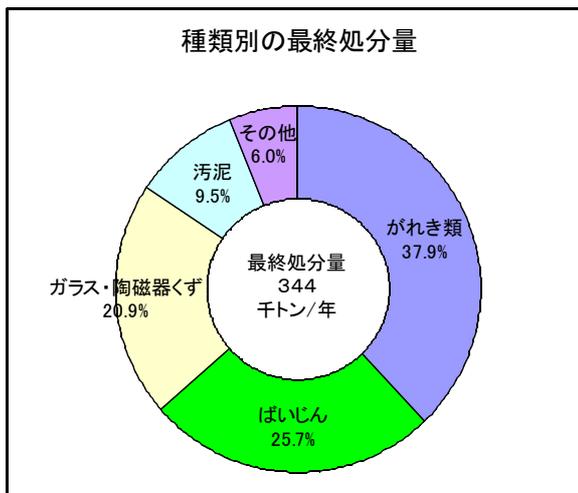
再生利用量80万1千トンについて、がれき類が最も多く、動植物性残さ、汚泥の順となっており、用途別では、再生骨材・再生路盤材が最も多く、肥料又はその原材料や、燃料又はその原材料などにも使用されている。



## エ 最終処分量

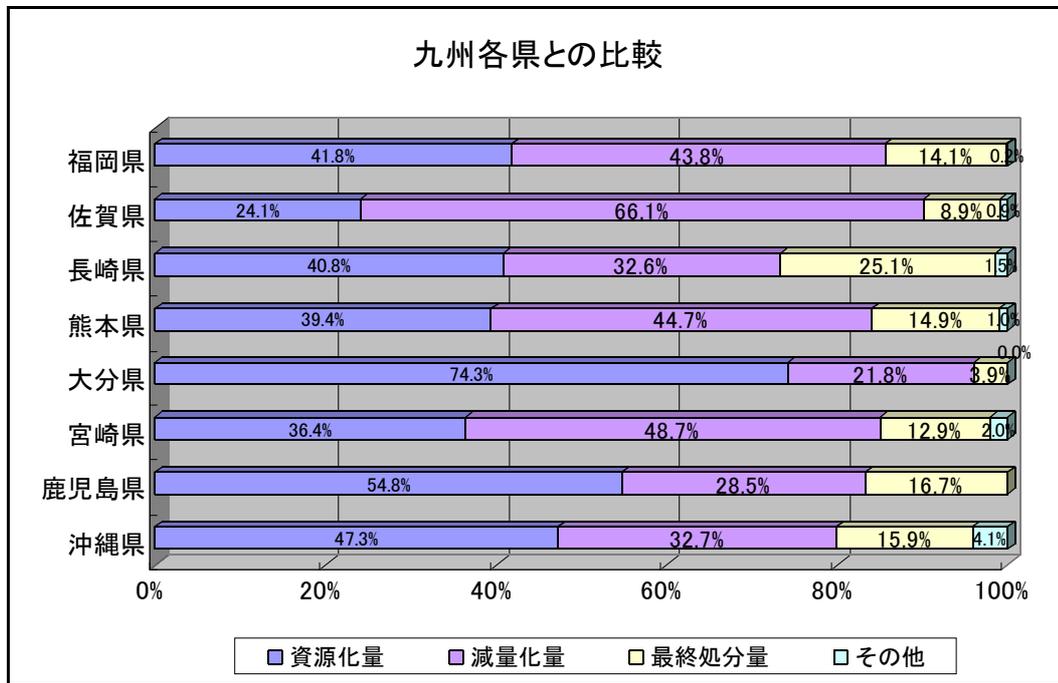
最終処分量34万4千トンについて、排出事業者が自ら所有する最終処分場で処分された量は9万9千トン (28.8%) で、処理業者等へ委託し処理された量は24万5千トン (71.2%) となっている。

種類別では、がれき類が最も多く、ばいじん、ガラス・陶磁器くず、汚泥の順となっており、業種別では、建設業が約6割を占め、電気・水道業が約2割、製造業約1割と、3業種で最終処分量のほとんどを占めている。



## オ 九州各県との比較

処理・処分の状況を九州各県と比較した場合、再生利用等の資源化の割合は高い数値を示しているものの、減量化の割合が低いことから、依然として最終処分量の割合は高い状況にある。



(注：発生量に対する割合。鹿児島県は平成13年度、福岡・佐賀・熊本・大分県は平成12年度、沖縄県は平成11年度、長崎・宮崎県は平成10年度の数値)

## (2) 産業廃棄物処理施設の状況

県内の産業廃棄物処理施設のうち、中間処理施設については、焼却施設の処理能力は向上してきているものの、減量化を一層推進する観点から新たな焼却施設の設置が望まれるところである。

最終処分場については、安定型最終処分場の残余容量は比較的余裕があるものの、管理型最終処分場の残余容量は総体としてひっ迫している。特に、処理業者の有する管理型最終処分場は平成3年度以降、新規の立地がないことから、搬入受け入れ可能な施設は2箇所のみとなっており、ひっ迫の度合いは一層進行している。

電気事業者らが自ら有する管理型最終処分場も、石炭灰の埋立が進行し残余容量がひっ迫しつつある。

平成15年度末時点

施設の種別	処理能力	設置数		
		うち処理業者		
汚泥の脱水施設	2,086.9 m <sup>3</sup> /日	16	3	
汚泥の乾燥施設(機械)	160 t/日	2	2	
廃油の油水分離施設	116 m <sup>3</sup> /日	2	2	
焼却施設	134.5 t/日	8	8	
廃プラスチック類の破碎施設	274.8 t/日	5	5	
がれき類・木くずの破碎施設	24,011 t/日	62	62	
シアン化合物の分解施設	0.16 m <sup>3</sup> /日	1	0	
<b>計</b>		<b>96</b>	<b>82</b>	
最終処分場	安定型	H13末の残余容量 4,485,237 m <sup>3</sup> (うち処理業者 4,444,821 m <sup>3</sup> )	18	17
	管理型	H13末の残余容量 1,931,000 m <sup>3</sup> (うち処理業者 31,460 m <sup>3</sup> )	8	2
	<b>計</b>		<b>26</b>	<b>19</b>

※最終処分場における残余容量は、処理業者の有するものにおける平成13年度末現在の数値。

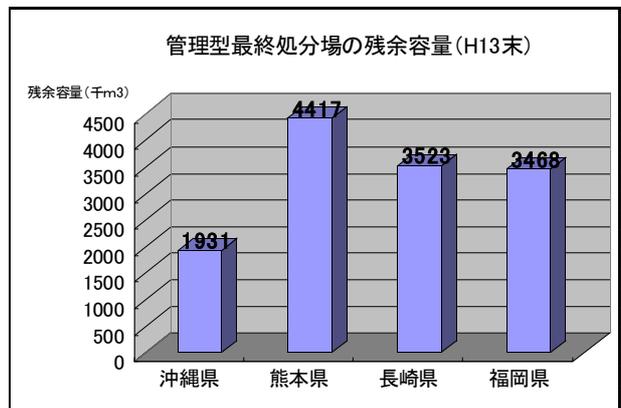
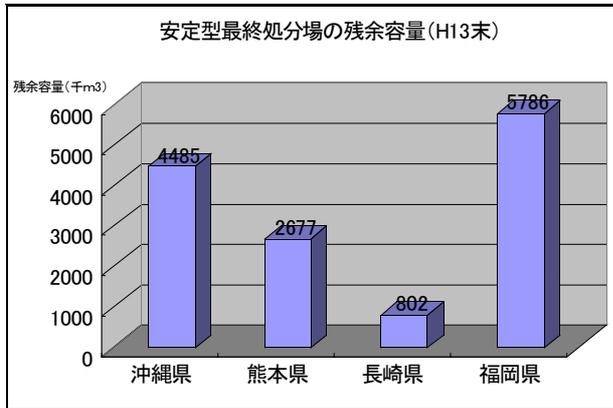
産業廃棄物処理施設（処理業者）の推移

単位:件

施設の種類		H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
中間 処理 施設	汚泥の脱水施設	0	0	0	0	0	0	0	※ 未 集 計	1	1	3	3	3
	汚泥の乾燥施設(機械)	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	2	2
	廃油の油水分離施設	1	1	1	1	2	2	1		1	1	2	2	2
	焼却施設	2	2	2	2	2	2	2		17	17	16	6	8
	廃プラスチック類の破砕施設	0	0	0	0	0	0	3		3	3	3	4	5
	がれき類・木くずの破砕施設	-	-	-	-	-	-	-		-	4	50	58	62
	シアン化合物の分解施設	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
計		4	4	4	4	5	5	7	23	27	75	75	82	
最終 処分 場	安定型	13	14	17	20	20	20	17	18	18	18	17	17	
	管理型	8	7	7	7	6	6	6	5	5	5	5	2	
	計	21	21	24	27	26	26	23	23	23	23	22	19	

※数値は、年度末における廃棄物処理法第15条第1項に基づく許可施設数。「(廃棄物対策の概要)集計。平成10年度末については「廃棄物対策の概要」の発行時期の異動に伴い未集計。

最終処分場の残余容量を九州各県と比較すると、次のとおりである。



(注：沖縄県・熊本県は平成13年度末、福岡県、長崎県は平成12年度末における数値)

(3) 美ら島環境を目指した不法投棄防止等の対応

近年、廃自動車を原野や空き地等において大量保管するなどの不適正処理事案等が社会的な問題となっており、これらの不法投棄等の不適正処理の実態は、周辺地域の生活環境に支障が生じ、自然・都市景観を損ね、本県の観光振興にもダメージを与えかねない重要な課題となっている。

県においては、行政指導に従わず許可を取得しない業者等に対し警告書や措置命令を発するなどの行政措置や、悪質な事案については告発を行い厳正に対処しているところである。警察署や市町村、関係団体との連携による不法投棄合同パトロールの実施、警察本部と合同で「美ら島環境クリーン作戦対策本部」を設置し、迅速な行政措置と積極的な事件捜査を行い対策強化に取り組んでいるところである。

行政指導等の状況						単位:件数
	立入検査	勧告等	改善命令	措置命令	告発	
平成14年度	1,180	52	6	9	0	
平成15年度	1,754	16	0	13	1	

県警による検挙件数(廃棄物処理法違反)							単位:件数
年度	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	
検挙件数	6	14	10	32	32	28	

#### (4) 離島地域における廃棄物処理のあり方

現在、離島地域にある産業廃棄物処理施設は、破碎施設が18施設（宮古地域15、八重山地域3）、焼却施設が4施設（全て宮古地域）、安定型最終処分場が3施設（宮古地域1、八重山地域2）、管理型最終処分場が1施設（伊江村（建設中））となっており、コンクリート殻や木くず等の処理が行われている。

	中間処理施設		安定型	管理型
	破碎施設	焼却施設	最終処分場	最終処分場
宮古地域	14	4	1	0
八重山地域	3	0	2	0
その他の離島	0	0	0	1

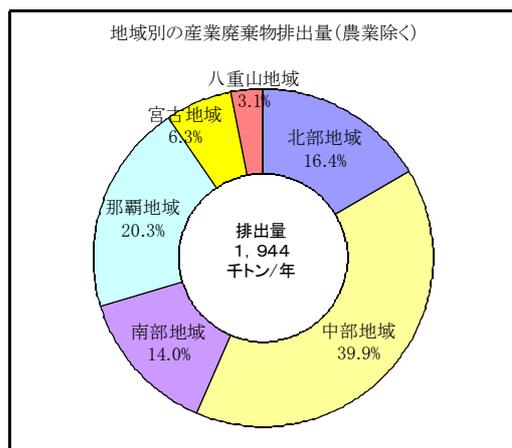
注：焼却施設は小型焼却施設のみ

しかしながら、感染性廃棄物等の特別管理産業廃棄物は沖縄本島に搬送し処理が行われており、さらに、処理施設のない離島においては、公共工事等で発生したがれき類についても沖縄本島等へ搬送・処理されている状況にある。

離島地域においては、農業以外に大規模な産業活動がなく、産業廃棄物の発生量が相対的に少ないことから、産業廃棄物の処理業として経済的に成立することなどが厳しい状況にある。

そのため、離島地域における産業廃棄物の適正処理を推進するためには、民間事業者単独での事業採算性が成立しがたいこともあり、同様の性状を有する産業廃棄物については、市町村の廃棄物処理施設を活用し、併せて処理することが望ましいと考えられる。

なお、宮古及び八重山地域の産業廃棄物排出量は、県全体の約9%となっている。



## 2 排出量等の将来予測と減量化目標

平成13年度から平成17年度までを計画期間とする沖縄県廃棄物処理計画では、国の基本方針を踏まえ、平成9年度実績をベースに目標年度の平成17年度における産業廃棄物の減量化目標を定めている。

なお、次期沖縄県廃棄物処理計画（平成22年度目標）においては、平成15年の「循環型社会形成推進基本計画」における「最終処分量を平成22年度において平成12年度比で概ね半減すること」を踏まえ、今後、税の導入によるリサイクル等の減量効果も視

	平成9年度 (基準年度)	平成17年度 (目標年度)
排出量	2,071	2,188
再生利用量	791 (38.2%)	979 (45%)
中間処理による減量化量	743 (35.9%)	797 (36%)
最終処分量	423 (20.4%)	295 (13%)

野に入れつつ、新たな数値目標設定を検討する必要がある。

また、沖縄県廃棄物処理計画では、この減量化目標を達成するため、県民、事業者及び行政の役割分担を踏まえた適切なパートナーシップのもと、県が推進すべき廃棄物の減量化及び適正処理に関する施策を定めている。

**○廃棄物の減量化に関する施策**

- 1 普及啓発活動の推進
- 2 効果的なネットワークの形成
- 3 リサイクルの促進
- 4 環境産業の育成
- 5 経済的手法導入の検討

**○廃棄物の適正処理に関する施策**

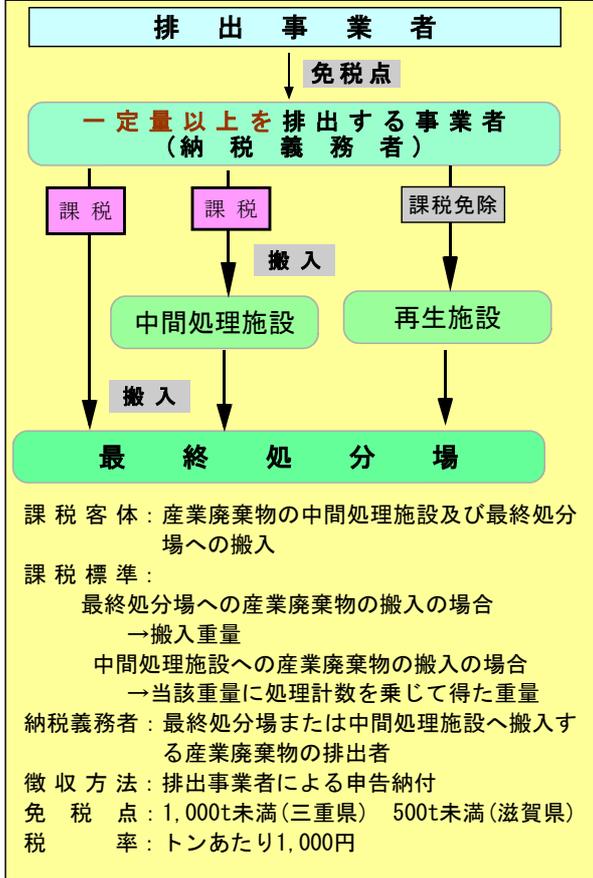
- 1 ごみの適正処理対策
- 2 生活排水処理対策
- 3 特別管理廃棄物対策
- 4 PCB廃棄物処理対策
- 5 公共関与事業のあり方
- 6 ダイオキシン類対策
- 7 不適正処理対策
- 8 米軍基地の廃棄物対策
- 9 散乱ごみ対策

### 第3 「産業廃棄物に関する税」の仕組み

#### 1 先行地方団体の税制の概要

産業廃棄物に関する税を導入または導入を予定している地方団体において採用されている税の仕組みは、次の4つの類型に大別することができる。

##### (A) 排出着目型・申告納付方式

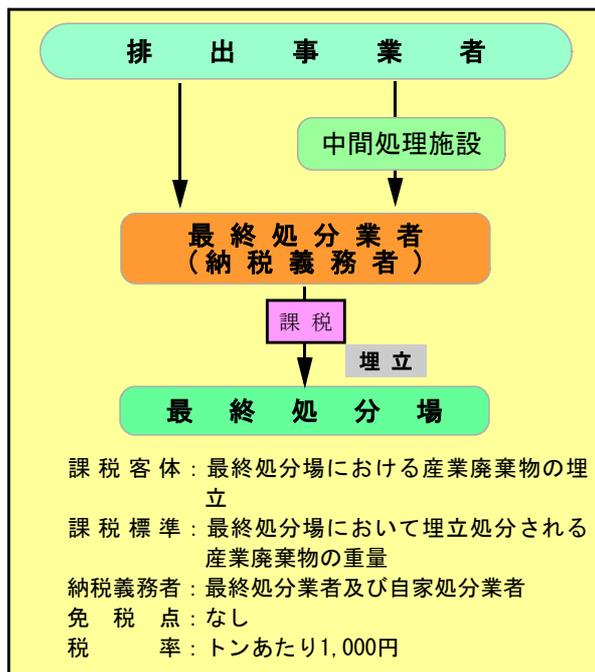


##### ○特徴

- 納税義務者である排出事業者が、自ら申告し税を納付することで、直接的に排出量の抑制を促す。
- 免税点を設定し、一定量以上を排出する事業者を納税義務者とする。
- 中間処理段階での減量化及び再生利用の役割に配慮し、中間処理段階の課税では、施設の種類毎の処理係数を設定し、課税標準の特例措置を講じる。
- 再生利用の促進を図るため、一定の再生施設への搬入は課税対象としない。

○導入県：三重県・滋賀県

##### (B) 埋立着目型・申告納付方式

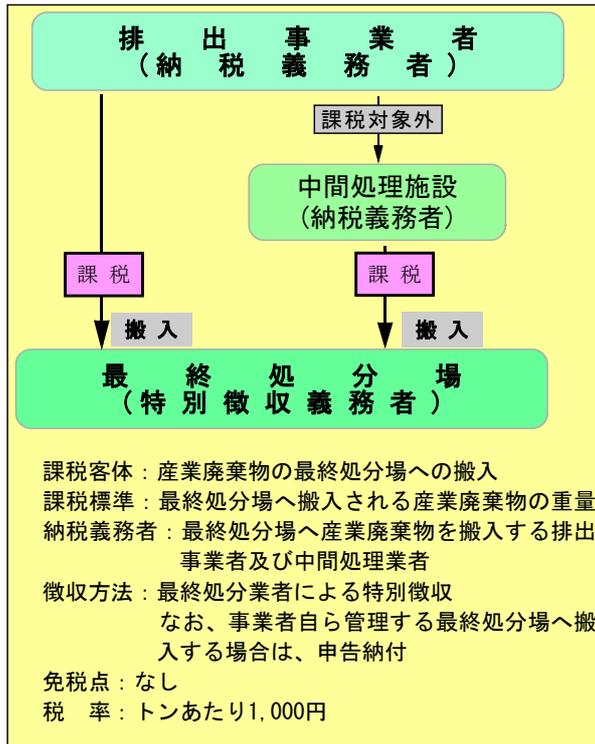


##### ○特徴

- 産業廃棄物の埋立時に直接最終処分業者に課税することにより、埋立量の減量化を図る。
- 最終処分業者を納税義務者に位置づけ、最終処分業者自身に埋立量の抑制を促す。
- 排出事業者及び中間処理業者に対する料金の中には税負担相当額が含まれることになる。

○導入県：北九州市

(C) 埋立着目型・特別徴収（申告納入）方式



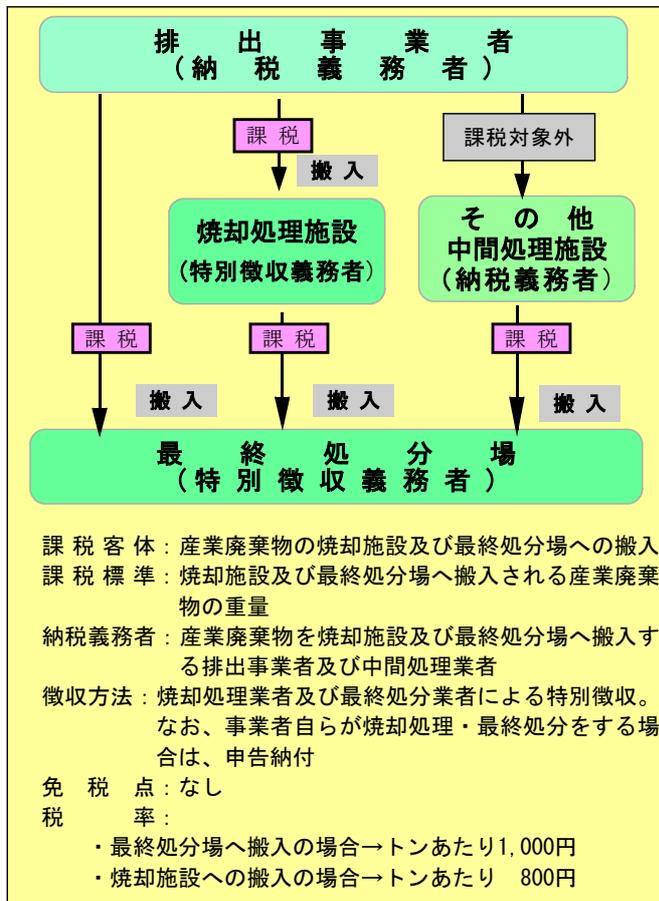
○特徴

- 最終処分場への搬入時に課税することで、産業廃棄物の埋立量の減量化及び最終処分場の延命化を図る。
- 最終処分業者が特別徴収義務者となり、納税義務者である排出事業者及び中間処理業者から税を特別徴収し、地方団体へ申告納入する。
- 中間処理による減量化や再生利用の促進を図るため、中間処理施設への搬入段階では、課税対象としない。

○導入県：青森県・秋田県・岩手県・岡山県・広島県・山口県・鳥取県・奈良県・新潟県

○平成17年4月1日導入予定県：宮城県・京都府・島根県・熊本県

(D) 九州共同案〔埋立着目型・特別徴収（申告納入）方式+焼却段階課税〕



○特徴

- 最終処分場への搬入時に課税することで、産業廃棄物の埋立量の減量化及び最終処分場の延命化を図る。
- 最終処分業者及び焼却処理業者が特別徴収義務者となり、納税義務者である排出事業者及び中間処理業者から税を特別徴収し、地方団体へ申告納入する。
- 中間処理による減量化や再生利用の促進を図るため、中間処理施設への搬入については、課税対象としない。
- 中間処理のうち再生利用効果の小さい焼却施設への搬入は、課税対象とする。
- 焼却後の残さが他県へ搬入された場合の納税者の税負担の累積の回避を図るため、焼却処理施設への搬入に対する税率を800円とする。

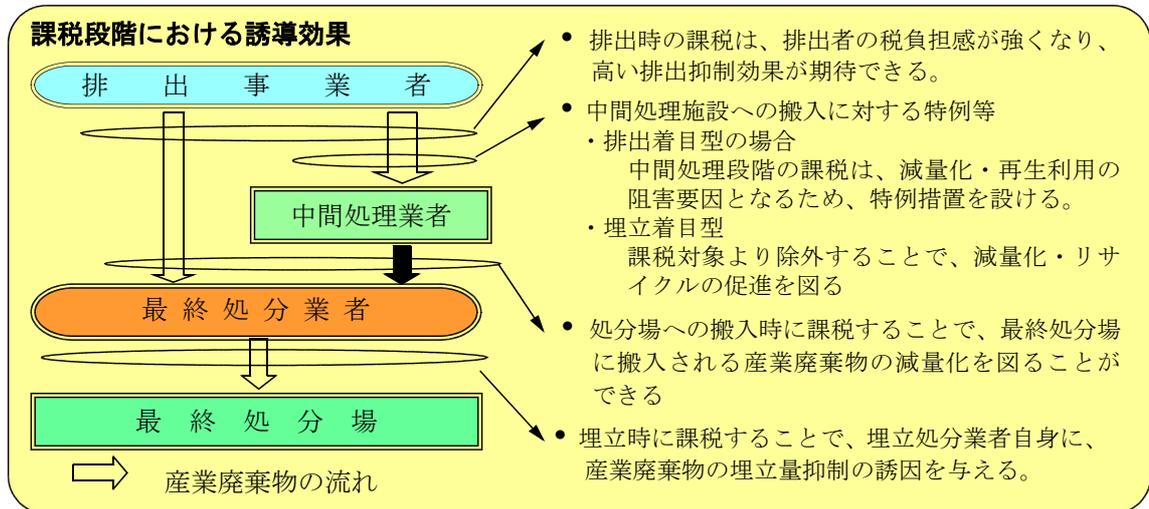
○平成17年4月1日導入予定県：

福岡県・佐賀県・長崎県・大分県・宮崎県・鹿児島県

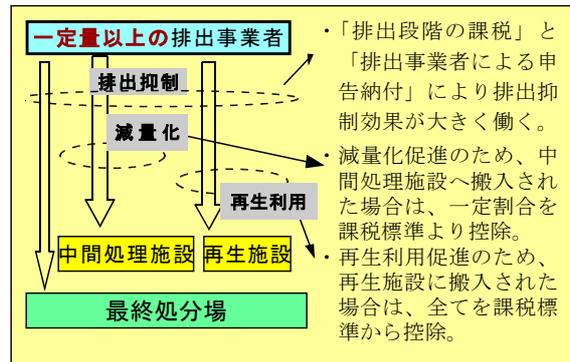
## 2 各税制の比較検討

### (1) 税導入による政策効果

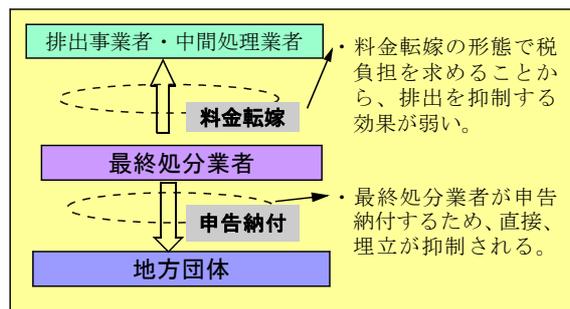
産業廃棄物に関する税の導入においては、一般的に「排出抑制」、「埋立量の抑制」、「中間処理段階における減量化・再生利用の促進」などの効果が期待できるとされているが、税制のパターンによって、効果に違いがあり、各地方団体は、それぞれの地域事情、産業廃棄物の現状や課題等を踏まえ、その期待する政策効果に即した税制を構築している。



(A) 排出事業者に対して直接的に排出抑制が働く点に特徴がある。他方では、中間処理施設へ搬入されるリサイクル資源に対しても課税され、中間処理での減量化やリサイクルを促進する動機づけが弱くなる。このため、中間処理段階での課税標準の特例が必要となる。

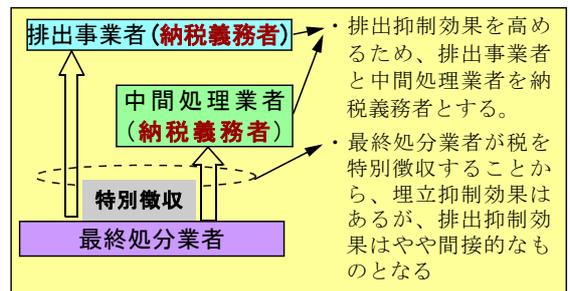


(B) 埋立を課税対象とすることで埋立量の減量化、処分場の延命化が図られる。納税義務者である最終処分業者が、排出事業者に対し税相当額を処理料金に転嫁する形式で間接的に負担を求めることになり、排出事業者に対する排出抑制が働きにくい。



中間処理段階における減量化やリサイクルの促進の動機づけも同様に間接的なものになる。

(C) 排出事業者及び中間処理業者から税を特別徴収する。排出抑制効果はやや間接的なものとなり(A)と比較するとその効果は低い。



他方、排出事業者及び中間処理業者

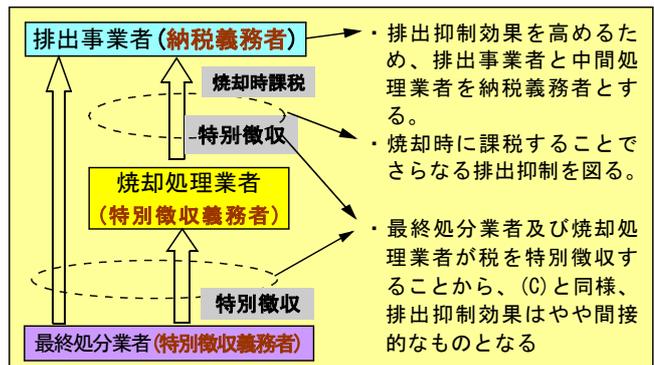
を制度上の納税義務者と位置づけることで (B) に比べる排出抑制効果は高くなると考えられる。

また、中間処理施設への搬入段階では課税しないことから、中間処理の減量化やリサイクルを促進する動機付けは高くなり、埋立を抑制する効果は比較的大きくなる。

- (D) 最終処分業者及び焼却処理業者を特別徴収義務者として、排出事業者及び中間処理業者から税を特別徴収する。排出抑制効果はやや間接的なものとなる点では (C) と同様であるが、この税制は埋立時の課税に加え、焼却処理施設への搬入も課税客体とすることから、

排出事業者へより大きく排出抑制の誘因が働き、総合的な排出抑制効果は (C) よりも高くなると考えられる。

また、焼却以外の中間処理には課税しないことから、焼却の前処理として行われる中間処理による減量化やリサイクルの促進への動機付けも高くなる。



## (2) 税の公平性

- (A) 膨大な数の排出事業者に申告納付を求めるこの方式においては、課税客体の把握、徴収コストの観点から、実務上、免税点を設定し一定量以上を排出する事業者を納税義務者とする足切りが必要となる。

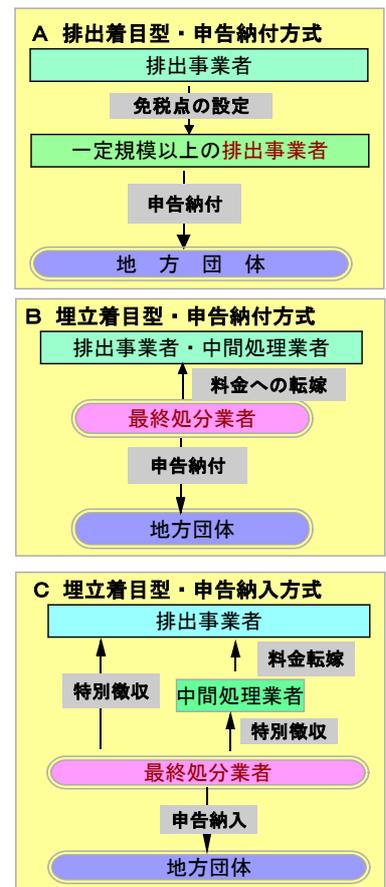
その結果、一部の排出事業者のみが税負担をすることになり、税の公平性で問題が生ずる。

- (B) 納税義務者である最終処分業者が税を申告納付することから、徴税コストが小さく、課税客体の捕捉も容易である。また、税負担が処理料金へと転嫁され、全ての排出事業者・中間処理業者が負担することになり、税制の公平性は確保される。

- (C) 最終処分業者が特別徴収義務者として、排出事業者及び中間処理業者から税を徴収することから、徴税コストが小さく、課税客体の補足が容易である。

また、免税点の設定の必要がなく、全ての排出事業者及び中間処理業者に税負担を求めることから、税制の公平性は確保される。

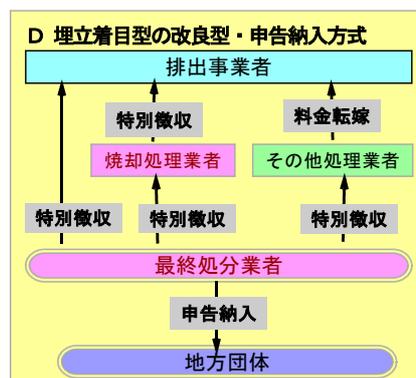
- (D) 最終処分業者及び焼却処理業者が、特別徴収義務者として排出事業者及び中間処理業者から税を徴収することから、徴税コストが小さく、課税客体の補足



が容易である。

また、免税点の設定の必要がなく、全ての排出事業者及び中間処理業者に税負担を求めることから、税制の公平性は確保されている。

さらに、産業廃棄物の広域的移動を前提として、焼却について二段階の課税にすることにより、排出事業者の税負担の累積を回避し、税負担を調整するシステムとなっている。



### (3) 税の簡索性

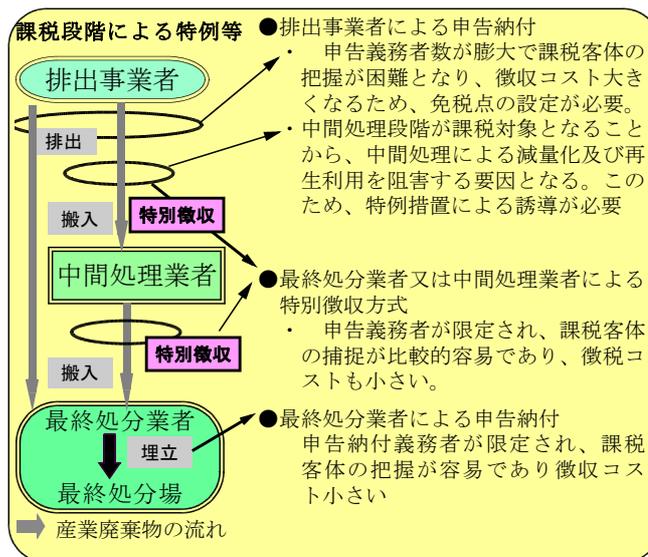
(A) 中間処理施設に搬入された産業廃棄物に対して施設の種類毎に処理係数を定めて課税標準の特例措置を講じなければならず、また、再生施設の知事の認定、免税点の設定などが必要となり、税制としては複雑になる。

(B) 課税客体が「最終処分場への産業廃棄物の埋立」であることから、中間処理段階における課税の特例を講じる必要がなく、

申告義務者も最終処分業者に限定されることから、最も簡素な税制である。

(C) 課税客体を「最終処分場への産業廃棄物の搬入」としていることから、中間処理段階における課税の特例を設ける必要がなく、また、特別徴収（申告納入）方式により申告義務者も最終処分業者に限定されることから、税制として簡素である。

(D) 焼却段階における課税が加わるため税制としては(B)及び(C)に比べやや複雑となる。特別徴収（申告納入）方式により申告義務者は最終処分業者と焼却処理業者に限定され、この点においては比較的簡素である。



### (4) 検討結果

各税制には、排出抑制に重きを置くもの、埋立抑制に重きを置くもの、あるいは広域的移動を前提とした税額調整システムに配慮し、広域的に導入可能な税制を目指したものなど、地域の政策課題に合わせた税制の構築が行われており、それぞれにメリット・デメリットを有し、一概に評価することは困難である。

本県においては、これら先行地方団体の税制の仕組みを参考としながら、本県の地域特性、産業廃棄物の実態や政策課題を踏まえ、本県にとって望ましい税制を構築していく必要がある。

## 第4 本県における望ましい「産業廃棄物に関する税制」

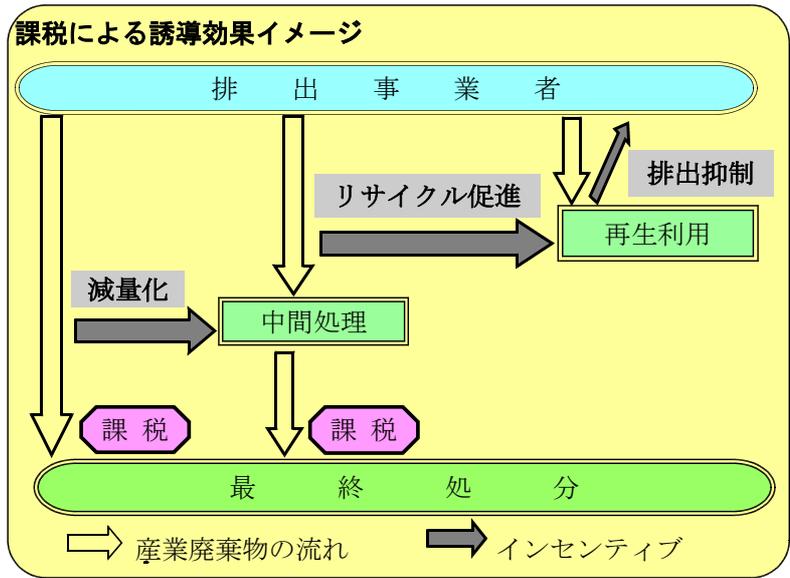
### 1 政策課題に対応した税制

本県における循環型社会の形成に向けた産業廃棄物に関する税のあり方については、本県の地理的・自然的特性、産業廃棄物の現状と課題及び処理施設等を総合的に勘案し、検討する必要がある。

県土が狭溢で、産業廃棄物の広域移動がなく、埋立処分地の確保が困難であるなどの地域の特性に鑑み、本県の税制としては、産業廃棄物の最終処分場へ搬入した段階で課税することによって、その排出抑制、再生利用の促進、最終処分量の減量化を図る仕組みが最も望ましいと考えられる。

産業廃棄物の最終処分場の搬入に課税することで、最終処分量の減量化及び最終処分場の延命を図り、また、排出事業者及び中間処理業者を納税義務者とすることによって、排出を抑制し再生利用を促すことができる。

産業廃棄物の最終処分場の搬入に課税することで、最終処分量の減量化及び最終処分場の延命を図り、また、排出事業者及び中間処理業者を納税義務者とすることによって、排出を抑制し再生利用を促すことができる。



#### (1) 産業廃棄物の最終処分量の減量化

最終処分量の減量化を図るため、産業廃棄物の最終処分場の搬入段階に課税する

県土が狭溢な本県においては、産業廃棄物最終処分場の残余容量が逼迫し、その対策が重要な課題となっている。

このため、本県に望ましい税制としては、先ず第一に、産業廃棄物の最終処分場への埋立を直接的に抑制するための税制とすることが望まれる。

また、中間処理後の産業廃棄物についても課税対象とすることで、中間処理段階における再生利用を促すことによって、中間処理後の残渣の減量化が図られる。

#### (2) 産業廃棄物の排出抑制と再生利用の促進

排出事業者及び中間処理業者に税負担を求め、産業廃棄物の排出抑制と再生利用の促進を促す

排出事業者及び中間処理業者を納税義務者とすることによって、実質的な税負担を求める。税負担の軽減を図る合理的な経済行動の結果として、産業廃棄物の再生利用、再利用の促進あるいは産業廃棄物の発生が少ない原材料等への転換が促されるなどの結果が期待できる。

### (3) 焼却処理施設に搬入される産業廃棄物に対する課税

減量化の促進等の地域の課題を踏まえ、産業廃棄物の焼却処理段階での課税は行わない

埋立時の課税に加え、焼却処理時にも課税を行う九州共同案は、産業廃棄物の広域的な移動の実態に対応し、異なる地方団体間における課税を可能にする税制であるが、本県の産業廃棄物の広域的移動の実態、中間処理段階での減量化の状況及び焼却処理施設の設置状況を勘案し検討した場合、焼却時における課税は、現状では適切でないと考える。

#### ア 産業廃棄物の広域的移動

本県の産業廃棄物の他地域への広域的な移動は、ほとんど認められない。

このことから、他県へ搬入される産業廃棄物の税負担の累積を回避するための焼却段階の税率を調整するシステムを本県に導入する必要性は、現状においてきわめて低く、本県の実情に即した税制とすることが重要である。

	単位:千トン		実績年
	他県へ搬出	他県より搬入	
本 県	0.3	0	H11
福 岡 県	173	1,935	H12
佐 賀 県	117	149	H12
長 崎 県	415	11	H11
熊 本 県	196	86	H12
大 分 県	99	915	H12
宮 崎 県	53	39	H10
鹿児島県	190	190	H12

#### イ 産業廃棄物の減量化の状況

本県の産業廃棄物の発生量に占める減量化量の割合は、九州各県と比較し低い状況にあり、そのことが、最終処分量の割合を高くする要因となっている。

最終処分量を減らすためには、中間処理の中でも、特に焼却処理が最も効果的であり、本県の現状においては、なお、焼却による減量化を一層促進する必要がある。

	単位:千トン		
	発生量 (農業を除く)	減量化量	減量化率
本 県	2,166	709	32.7%
福 岡 県	11,576	5,080	43.8%
佐 賀 県	2,340	1,546	66.1%
長 崎 県	4,382	1,427	32.6%
熊 本 県	4,047	1,808	44.7%
大 分 県	6,440	1,402	21.8%
宮 崎 県	1,857	904	48.7%
鹿児島県	3,388	965	28.5%
平 均 (沖縄除く)	—	—	40.9%

#### ウ 本県の焼却処理施設の設置状況

本県の焼却処理能力は、九州各県と比べて低く、また、施設数も少ないことから、今後さらなる施設の設置が望まれるところである。

○九州各県における焼却施設の設置状況  
(平成15年度末現在)

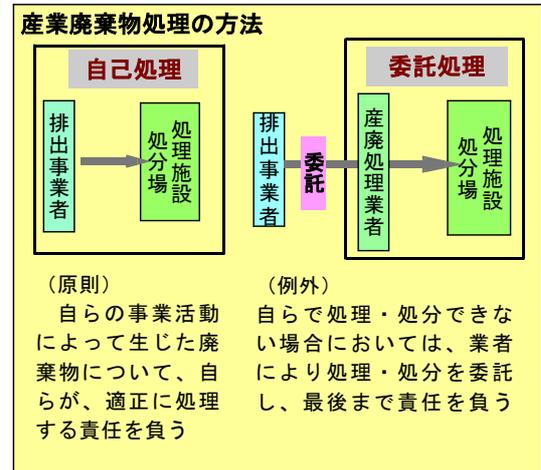
	焼却処理能力(t/日)	施設数
本 県	134.5	8
福 岡 県	206.1	37
佐 賀 県	257.0	20
長 崎 県	567.2	18
熊 本 県	758.1	20
大 分 県	992.7	45
宮 崎 県	770.0	23
鹿児島県	199.2	46

## 2 税負担者（納税義務者）

産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者を納税義務者とする

産業廃棄物の処理に伴う環境への負荷の低減に関しては、その一義的な責任を排出者が負うとする「排出者責任」の考え方にに基づき、産業廃棄物を排出する事業者（中間処理業者を含む）を納税義務者として、税負担を求める。

また、産業廃棄物の処理方法には、①排出事業者が自ら処理施設・処分場を設置し処分等を行う場合と②排出事業者が産業廃棄物処理業者に処理等を委託する場合があるが、いずれの場合も、産業廃棄物処理によって環境への負荷を与えており、また、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物については、自らの責任において処理しなければならないとする「排出事業者処理責任」を有する。



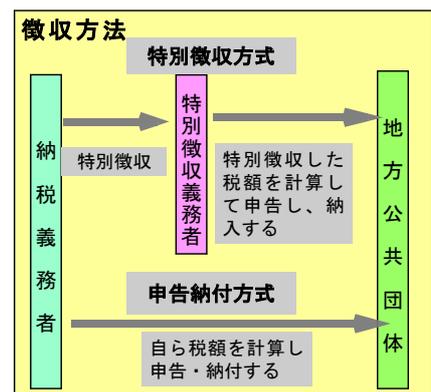
## 3 徴収方法

最終処分業者による特別徴収を原則とする

なお、自ら設置した処分場において処分を行う者については、排出事業者の申告納付とする

税制の公平性の確保、課税客体の捕捉を容易にし徴税コストの抑制を図る観点から、最終処分業者による特別徴収を原則とする。なお、自らが設置した処分場において処分を行う者については、排出事業者による申告納付とする。

また、特別徴収義務者として税の徴収事務を負担する最終処分業者への助成制度について検討する。



## 4 税率

産業廃棄物に関する税の税率は、トンあたり 1,000 円とする

産業廃棄物に関する税を導入し、または導入を予定している地方団体ではすべて税率は、トンあたり1,000円としており、課税要件の中でも、特に、税率については均衡が図られている。

## 5 沖縄県「産業廃棄物に関する税」(案)の概要

区分	内容	概要図
目的	産業廃棄物の排出を抑制、産業廃棄物の再生利用の促進及び適正な処理への推進を図るとともに、循環型社会の形成に向けた施策の費用に充てるために課する。	<p>排出【納税義務者】(約7万事業所(※H15事業所統計))</p> <p>中間処理施設(96施設)【納税義務者】</p> <p>再生利用施設</p> <p>課税</p> <p>最終処分場(25施設)【特別徴収義務者(19施設)】</p> <p>(平成12年度沖縄県産業廃棄物実態調査より)</p>
課税客体	産業廃棄物の最終処分場への搬入	
納税義務者	県内の最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者	
課税標準	県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量	
税率	最終処分場への搬入量1トン当たり 1,000円	
免税点	なし	
徴収方法	1. 最終処分業者による特別徴収(申告納入) 2. 排出事業者及び中間処理業者による申告納付	
税収の規模	約3億円程度 (平成12年度沖縄県産業廃棄物実態調査より推計)	
税収の用途	産業廃棄物の排出抑制・減量化と再生利用の促進及び適正な処理の推進を図るとともに、資源循環型社会の構築に関する施策に係る経費に充てる	
施行時期及び施行期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年4月1日施行(予定)</li> <li>施行期間5年を目途とする</li> </ul>	

## 第5 税収の使途

### 1 税収の活用による廃棄物・リサイクル対策の強化

本県の地域特性を踏まえた循環型社会の形成を図っていくため、環境負荷の低減と物質循環を基調とする廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用等の循環的な利用及び適正処理の確保により、生活環境の保全と経済社会活動が両立できるよう、廃棄物政策の推進に必要な財源として税収を充てる必要がある。

このため、県民のニーズを踏まえて納税者である排出事業者及び処理業者の健全な物質循環への動機づけや誘導につながる施策を効果的に推進するとともに、循環型社会のモデルとなる最終処分場の確保等に資する施策事業への税収の活用が期待される。一方では、税の導入によって不適正処理に向かないような施策も併せて実施し、関係機関の連携による不法投棄に対する監視・取締りの強化も図る必要がある。

したがって、税収の使途については、循環型社会の形成に資するよう、次の主要な施策に充てることとしたい。

## 2 税収使途

### (1) 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進

- 産業廃棄物の排出事業者、処理業者による排出抑制、リサイクル等への支援
- リサイクル等の技術開発支援を通じた資源循環ビジネスの育成

### (2) 公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備促進

- 管理型最終処分場がひっ迫していることを踏まえ、生活環境の保全と健全な経済産業活動の維持発展を支える基盤施設を確保するため、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備に向けた施策の推進

### (3) 産業廃棄物処理業の優良化の促進

- 国が進めている「優良産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」の適合化に向けた取り組みに対する支援
- 排出事業者による優良な処理業者の選定に役立つ情報の公開・提供等の支援

### (4) 不法投棄等の防止対策

- 美ら島環境の保全を目指した、産業廃棄物の不適正処理に対する監視指導体制の強化
- 市町村、警察等との連携による不法投棄取締り体制の強化

## 第6 今後の検討課題

### ア 離島地域における産業廃棄物

離島地域においては、産業廃棄物の発生量が相対的に少なく、産業廃棄物の処理や再生利用に当たってスケールメリット上の不利性を抱えるなど本島と異なる厳しい状況にある。

このことから、離島地域における産業廃棄物に関する税の在り方について、関係団体の意見を聴取し、更に検討を加える必要がある。

### イ 本県の経済に与える影響

産業廃棄物に関する税が賦課され、その税収が投下されることにより、本県経済にどのような影響がもたらされるかを、専門家の意見を聴取し検討を加えていく。

### ウ 税収使途

産業廃棄物に関する税の導入は、新たな税負担を県民や納税義務者に求めることになる。このため、税収に対応する具体的な施策とそれに伴う財政需要を明確に提示し、税負担者の理解と協力を得ることが重要である。

専門家や県民、産業界の意見を広く聴取し、本県の環境施策が向かうべき方向と基本施策への活用を図るための使途について検討を加える必要がある。

### エ 課税技術上の諸課題

産業廃棄物の処理の実態を把握に努め、課税客体の捕捉の方法について更に検討を加える必要がある。

また、課税の特例、申告、徴収猶予等の税の細目について、関係者等の意見を聴取し検討を進める。

### オ 産業廃棄物に関するデータの精査

産業廃棄物に関する税を検討する上で、基礎となる産業廃棄物に関するデータの精査を進め、産業廃棄物の発生から処理の実態の把握に努める。

### カ 環境関連法令等及び国の施策動向の把握

廃棄物関連法令等の規定や国の施策動向等を把握し、あるべき税制を検討する。

## 【資料編】

# 1 沖縄県法定外目的税制度協議会設置要綱及び名簿

## 沖縄県法定外目的税制度協議会設置要綱

平成16年4月1日

### (目的)

第1条 本県にあるべき法定外目的税制度の構築並びにその導入及び施行に係る諸問題について関係部局間において協議することを目的として、沖縄県法定外目的税制度協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げることを協議する。

- (1) 法定外目的税の制度に関すること。
- (2) 法定外目的税の導入及び施行に係る諸問題に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、総務部長の職にある者を充て、協議事項に関係する会員を副会長として会長が指名する。
- 3 会員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (会長及び副会長)

第4条 会長は、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 協議会は、会長が必要と認めたときに招集し、会長が議長となる。

### (幹事会)

第6条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会に付議する事項について協議及び調整を行う。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。
- 4 幹事長は、総務部次長（財政担当）の職にある者を、副幹事長は総務部財政課長及び税務課長の職にある者ををもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 幹事長は、事案に関係する課（室）の課長級の職員を幹事とすることができる。
- 7 幹事会の会議は、幹事長が招集する。
- 8 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長のあらかじめ指定する順序により、その職務を代行する。

### (ワーキングチーム)

第7条 幹事会は必要に応じワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチームは、幹事長の指示に基づき調査・研究を行う。
- 3 ワーキングチームは、班長及び班員で組織する。
- 4 班長は、総務部税務課副参事の職にある者を、班員は税務課及び事案に関係す

る課の職員をもって充てる。

5 ワーキングチームの会議は、班長が招集する。

6 班長は、必要があると認めるときは、調査・研究に係る課の職員の出席を求めることができる。

(報告)

第8条 会長は、協議の結果を知事へ報告する。

2 幹事長は、幹事会における協議・調整の結果及び経過を会長へ報告する。

3 班長は、ワーキングチームにおける調査・研究の結果及び経過を幹事長へ報告する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、総務部税務課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

企画開発部長	文化環境部長	福祉保健部長	農林水産部長
商工労働部長	土木建築部長		

別表第2 (第6条関係)

総務部	総務私学課長
企画開発部	企画調整室長
文化環境部	生活企画・交通安全課長
福祉保健部	福祉保健企画課長
農林水産部	農林水産企画課長
商工労働部	産業政策課長
土木建築部	土木企画課長

## 2 沖縄県法定外目的税制度協議会における産業廃棄物に関する税の検討経過

日 程	検 討 内 容
平成16年 4月13日	<b>第1回協議会</b> (協議事項の決定・ワーキングチームの設置・今後の進め方) 現場調査(本島内最終処分場)
平成16年 4月20日	<b>第1回幹事会</b> (協議事項の確認・今後の進め方の確認) 説明(処理業団体) 説明(自社処分業者)
平成16年 5月	離島施設調査 離島施設調査
平成16年 6月	施設調査(本島内処理施設及び処分場) 施設調査(自社処分場)
平成16年 7月	施設調査(自社処分場) 説明(処理業団体)
	産業廃棄物に関する税ワーキングチーム 平成16年7月21日までに計14回の会合 4月：検討の方向性・産業廃棄物を取り巻く現状 5月：産業廃棄物を取り巻く現状・税導入の必要性 6月：税導入の必要性・税制の検討 7月：これまでの検討経過とりまとめ
平成16年 7月21日	<b>第2回幹事会</b> (検討経過報告〔中間とりまとめ〕案の検討及び協議会への付議決定)
平成16年 7月27日	<b>第2回協議会</b> (検討経過報告〔中間とりまとめ〕の検討・決定) 検討経過報告〔中間とりまとめ〕を知事へ報告 関係団体(排出事業者・処理業者)への説明 関係団体(排出事業者)への説明
平成16年 8月	先行導入県調査(秋田県・青森県) 説明(自社処分業者) 関係団体(市長会・町村長会)への説明 説明(処理業団体)
	産業廃棄物に関する税ワーキングチーム 平成16年9月16日までに計21回の会合 8月：中間報告「今後の検討課題」についての検討 9月：課題検討経過のとりまとめ
平成16年 9月15日	<b>第3回幹事会</b> (構想案の検討及び協議会への付議決定)
平成16年 9月17日	<b>第3回協議会</b> (構想の検討・決定) 沖縄県「産業廃棄物に関する税」構想を知事へ報告

